阪神水道企業団公報

平成28年11月15日㈫
第298号

毎月15日発行

目　　次

◇公　　告◇

○　先着順受付による土地売却実施の公告について

○　送水電動機用冷却設備点検整備工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　消防設備点検整備工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　尼崎浄水場送水流量計取替工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　封水タンク設備点検整備工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　大道取水場　第２排水ポンプ設備取替工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　猪名川浄水場　場内流量計取替工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　管路更新工事（２期東部）その２の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

◇公　　告◇

阪神水道企業団公告

先着順受付による土地売却を実施するので、次の土地の売渡しに係る買受希望者募集に関する公告を行う。

平成28年10月17日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　売払い物件一覧

⑴　土地の表示

ア　所 在 地　　（物件番号１－１）神戸市東灘区住吉山手４丁目1647番11

イ　地　　目　　（物件番号１－１）宅地

ウ　土地面積　　（物件番号１－１）1,483.97㎡（実測）

⑵　売却希望価格　（物件番号１－１）374,118,000円
（予定価格）

２　買受申込者の資格等

⑴　申込みは、個人及び法人を問わない。

⑵　２者以上の共有名義で申し込むことができる。

⑶　申込みした者を買受者とする。

⑷　次のアからキに該当する者は、申込みをすることはできない。

ア　売却物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員又は暴力団の事務所その他これに類する用途に利用するなど公序良俗に反する用に使用しようとする者

イ　売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に定める風俗営業、同条第５項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用しようとする者

ウ　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条第１項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員

エ　破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体又は当該団体の役員若しくは構成員

オ　当該売払いに係る土地に関する事務に従事する当企業団の職員

カ　売買契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

キ　次の㈠から㈤までのいずれかに該当する者で、その事実があった後、２年を経過していない者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人又は代理人として使用する者

㈠　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

㈡　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

㈢　正当な理由なくして契約を履行しなかった者

㈤　㈠から㈢までのいずれかに該当する事実があった後、２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者

３　申込方法

⑴　受付期間　平成28年10月24日㈪から平成28年11月18日㈮まで
土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時00分から午後４時00分まで
（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

※　先着順の受付となるので、売払い物件の買受者が決定した場合には、受付を終了する。

※　受付期間内に申込者がない場合は、受付期間を延長する場合がある。

⑵　受付場所　〒658－0073

神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団 総務部 財務課 管財係（本庁舎３階）
電話078(431)1976（直通）

⑶　受付方法　先着順で受け付けるが、同時に複数の申込みがあった場合は抽選とする。

※　ここでいう同時とは、受付開始の段階で複数の者が窓口に並んでいる場合とする。

※　郵送、電話、ＦＡＸ及びＥメールによる申込みは不可とする。

⑷　提出書類　指定様式については、阪神水道企業団（以下「企業団」という。）ホームページ（http://www.hansui.org/）「先着順受付による土地売却案内」からダウンロードすること。

なお、ダウンロードできない環境にある場合は、上記受付場所にて配付を行う。

ア　土地買受申込書兼受付書（指定様式）　１通

※　必要事項を記載し、印鑑登録済みの印（法人の場合、会社印ではなく代表者印）を押印すること。

なお、共有による申込みの場合には、全員の記名押印をすること。

イ　誓約書（指定様式）　１通

ウ　印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）（原本）　１通

エ　市町村税の納税証明書（原本）　１通

※　直近の住民税及び固定資産税についてのもの

オ　委任状（指定様式）（代理人による契約を希望する場合のみ）

カ　成年後見制度における登記されていないことの証明書（個人による申込みの場合）（原本）　１通

キ　破産に関する証明書（個人による申込みの場合）（原本）　１通

ク　商業登記簿又は履歴事項全部証明書（法人による申込みの場合）（原本）１通

上記ウ、エ、カ、キ及びクの証明書については、発行後３か月以内のものに限る。

※　連名で申し込む場合、上記イからクまでの提出書類は連名者全員分を提出すること。

※　提出された書類は、理由にかかわらず一切返却しない。

４　申込みの無効

次のいずれかに該当する申込みは、無効とする。

⑴　申込み資格のない者が行った申込み

⑵　申込み受付期間外に行った申込み

⑶　土地買受申込書兼受付書及び誓約書（以下「申込書等」という。）に記載した内容が不明確な申込み

⑷　申込書等に記名押印しないで行った申込み

⑸　所定の申込書等によらない申込み

⑹　申込書等の記載事項を訂正し、訂正印を押さずに行った申込み

⑺　申込書等の誤字、脱字等により意思表示が明確でない申込み

⑻　記載した文字を容易に消すことのできる筆記用具を用いて記載した申込書等により行った申込み

⑼　買受者決定後に行った申込み

⑽　申込みに関し、担当職員の指示に従わなかった者の申込み

⑾　その他別途配付する「平成28年度先着順受付による土地売却案内書」（以下「案内書」という。）に記載されている条件に違反したと認められる者の行った申込み

5　契約

⑴　契約の締結

ア　買受者は、有効な受付の先着順に決定する。

イ　契約の締結に関する説明は、買受人本人又は委任を受けた代理人に対して行う。

ウ　土地売買契約は、契約の締結に関する説明を受けた日から10日以内に締結するものとし、事前に売買代金の10パーセント以上の契約保証金を納付することとする。

※　売買契約は、買受者名義で締結する。また、連名で申込みをしている場合は、連名者全員の名義で契約を締結することとする。

エ　契約は、企業団が買受者とともに土地売買契約書に記名押印したときに確定する。

オ　買受者が期限までに契約を締結しない場合は、買受者としての効力を失う。

6　契約上の特約

物件の売買契約には次の特約を付し、買受者はこれらの定めに従わなければならない。

⑴　売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。

⑵　売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に定める風俗営業、同条第５項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはならない。

⑶　売買物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条第１項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものに係る用に使用してはならない。

⑷　売買物件を破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体又は当該団体の役員若しくは構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。

⑸　売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、⑴から⑷までを書面により承継させるものとし、当該第三者に対して、⑴から⑷までの定めに反する使用をさせてはならない。

⑹　売買物件を第三者に使用させる場合は、当該第三者に対して⑴から⑷までの定めに反する使用をさせてはならない。

⑺　⑴から⑷までについて、企業団が必要であると認めるときは、実地調査等を行う

こととし、買受者は調査に協力しなければならない。

⑻　⑴から⑹までの特約に違反したときは売買代金の３割、⑺の特約に違反したときは売買代金の１割を違約金として企業団へ支払うこととする。

なお、違約金に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

⑼　⑴から⑺までの特約に違反したときは⑻の違約金の徴収に加えて、土地の買い戻しをすることができる。買戻しの期間は、契約締結の日から５年間とする。

7　売買代金の納入

⑴　金　　額　売買代金から契約保証金を差し引いた額とする。

※　契約締結時に交付する「納入通知書兼領収書」をもって入金することとする。

⑵　納入期限　契約締結日から30日以内とする。

※　納入期限までに売買代金を完納していないときは、契約を解除することがある。このとき、契約保証金は企業団に帰属することとする。

8　契約費用及び公租公課等

⑴　契約書に貼付する収入印紙の費用は、買受者の負担とする。

⑵　所有権の移転登記に必要な登録免許税は、買受者の負担とする。

⑶　買受者を義務者として課される公租公課その他一切の賦課金は、買受者の負担とする。

⑷　その他契約に要する費用は、買受者の負担とする。

9　所有権の移転及び土地の引渡し

⑴　所有権は売買代金完納と同時に移転するものとする。登記の手続は企業団が行うが、登録免許税等の諸費用は買受者の負担とする。

※　登記に際して、契約者は印鑑証明書、住民票、代表者事項証明書等必要書類を提出しなければならない。

※　所有権移転登記は「土地買受申込書兼受付書」に記載された名義でしか行わない。

⑵　土地の引渡しは現状有姿のまま行い、所有権の移転と同時に行われたものとする。また、土地の引渡しが確かに完了したことを証するため、買受者は、売買代金完納後速やかに「受領証」を提出しなければならない。

※　現地に設置されているフェンス等の撤去は、企業団では行わない。

10　契約に関する条件

買受者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

11　その他注意事項

⑴　現状有姿での売渡しとなるため、必ず事前に現地で現況等を確認し、不明な点については事前に関係機関に確認の上、申込みをすること。

⑵　建物を建築するに当たっては、都市計画法及び建築基準法並びに売買物件の属する府、県及び市の条例その他法令等の制限により、指導される場合や開発負担金等が必要となる場合があるため、事前に関係機関に確認しておくこと。

⑶　買受者は、売買物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡してはならない。

⑷　売買契約締結の日から売買物件引渡しの日までの間において、企業団の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、毀損等損害が生じたときは、その損害は買受者の負担とする。

⑸　買受者は、売買契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、消費者契約法（平成12年法律第61号）第２条第１項に規定する消費者に該当する場合は、契約締結の日から２年間、この権利を行使することができる。

⑹　買受者が、売買契約書に定める義務を履行しないために、企業団に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

⑺　立木の伐採、雑草の草刈り、切り株の除去及びフェンス・囲障・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去等に係る費用負担並びに調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切企業団では行わない。

⑻　上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や、新たに敷地内への引込みを要することがあるが、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金等の支出等については、一切企業団では行わないので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等に問い合わせの上、買受者において対応すること。

⑼　越境物に関する隣接土地所有者との協議や電柱等の移設などについては、全て買受者において行うこととする。（契約後に判明した場合も同様とする。）

⑽　買受者は、案内書の記載内容、物件調書及び売買契約書（標準様式）の各条項を全て承知した上で申し込むこと。

⑾　本件土地南側に所在する建物の北側に窓があるため、本件土地に建物を建築する際、高さや位置によっては、プライバシー保護の観点から対策を講ずる必要が生ずる場合がある。このような場合は、当該建物所有者と協議の上、トラブル等が発生しないよう、必要な措置を講ずること。

⑿　本件土地は第３種風致地区に指定されているため、一定の緑地率の確保が必要となる。特に、本件土地に生えている竹については、近隣住民から景観上伐採しないよう、要望が出ていることに留意すること。

本件に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部　財務課　管財係
〒658-0073　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話（078）431-1976（直通）
ＦＡＸ（078）431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条

の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成28年10月20日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

1　入札に付する事項

⑴　起工番号　　工送第15号
　工事名　　送水電動機用冷却設備点検整備工事

⑵　工事場所　　甲東ポンプ場(西宮市上大市３丁目２番53号)

⑶　工事概要　　甲東ポンプ場第２ポンプ室に設置している送水ポンプ電動機用空気冷却塔１・２号の点検整備を行う。

ア　主要機器　温水循環ポンプ 3.7kW 外　一式
イ　機器撤去工　一式
ウ　機器組立工　一式
エ　機器据付工　一式
オ　付帯工　一式
カ　試運転調整工　一式

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成29年３月27日㈪まで

⑸　支払方法　　完成払い

⑹　前金払　　なし

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定あり

⑼　担保期間　　１年

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。

⑿　担保保証金　　免除

2　応募方法　　単独企業による。

3　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項
「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成27・28年度競争入札参加資格（登録工種：機械器具設置工事）を有していること。

イ　平成18年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注工事において、仕様書に記すような冷却塔の設置又は修理の施工実績を有すること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431－1902（直通））

５　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成28年10月27日㈭　午後５時00分まで

⑵　送 信 先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回 答 日　　平成28年10月31日㈪に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。

６　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

エ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

オ　工事費内訳書（設計書に示す様式）

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成28年11月７日㈪まで（必着）

７　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成28年11月８日㈫　午後１時30分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室

⑶　開札の立会い　開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号。以下「規程」という。）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成28年10月20日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

1　入札に付する事項

⑴　起工番号　　工管事第43号
　　工 事 名　　消防設備点検整備工事

⑵　工事場所　　猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）
　　尼崎浄水場（尼崎市南塚口町４丁目５番65号）

⑶　工事概要　　猪名川浄水場及び尼崎浄水場における消防設備の点検整備を行う。

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から90日間

⑸　支払方法　　完成払い

⑹　前 金 払　　なし

⑺　予定価格　　非公表

⑻　最低制限価格　設定なし

⑼　担保期間　　１年

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。ただし、規程第32条第３号に該当する場合は免除。

⑿　担保保証金　　免除

2　応募方法　　単独企業による。

3　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成27・28年度競争入札参加資格（登録工種：消防施設工事）を有していること。

イ　平成18年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注工事において、仕様書に記す同等設備の施工実績を有すること。

4　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431－1902（直通））

5　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成28年10月27日㈭　午後５時00分まで
⑵　送 信 先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
　　E-mail　keiyaku@hansui.or.jp
⑶　回 答 日　　平成28年10月31日㈪に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。

６　入札（郵便入札）方法
⑴　提出書類
ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）
イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
ウ　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）
エ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）
⑵　提出部数　　１部
⑶　受付期間　　公告日から平成28年11月７日㈪まで（必着）

７　開札の日時、場所等
⑴　日　　時　　平成28年11月８日㈫午後１時45分から
⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
　　阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室
⑶　開札の立会い　開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成28年10月20日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項
⑴　起工番号　　改施第２号
　　工 事 名　　尼崎浄水場送水流量計取替工事
⑵　工事場所　　尼崎浄水場（尼崎市南塚口町４丁目５番65号）
⑶　工事概要　　尼崎浄水場に設置している１期送水流量計及び計装機器の取替えを行う。
ア　主要機器の設計、製作　一式

イ　計装設備工　　一式
ウ　撤去工　　一式
エ　機器据付工　　一式
オ　電線路布設・配線工　　一式
カ　試験調整工　　一式
キ　組合せ試験工　　一式
ク　換気設備運転工　　一式

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成29年２月28日㈫まで
⑸　支払方法　　完成払い
⑹　前金払　　なし
⑺　予定価格　　事後公表
⑻　最低制限価格　設定あり
⑼　担保期間　　１年
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。
⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成27・28年度競争入札参加資格（登録工種：電気工事）を有していること。

イ　平成18年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注工事において、水道施設における仕様書に記す同方式の測定及び精度の超音波流量計の新設又は取替工事の施工実績を有すること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431－1902（直通））

５　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成28年10月27日㈭　午後５時00分まで
⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成28年10月31日㈪に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。

６　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

エ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

オ　工事費内訳書（設計書に示す様式）

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成28年11月７日㈪まで（必着）

７　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成28年11月８日㈫　午後２時00分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室

⑶　開札の立会い　開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成28年11月10日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　工管事第46号
工 事 名　　封水タンク設備点検整備工事

⑵　工事場所　　大道取水場（大阪市東淀川区大道南２丁目９番20号）

⑶　工事概要　　３、４期導水ポンプ（Ａ－１～Ａ－６号）起動用封水タンクの点検整備を行う。

ア　圧力一定給水ユニット（1.0㎥　0.12㎥/min×15m×0.75kW）　１基

イ　機械設備工　　一式

ウ　電気設備工　　一式

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成29年３月17日㈮まで

⑸　支払方法　　完成払い

⑹　前金払　　なし

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定あり

⑼　担保期間　　１年

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成27・28年度競争入札参加資格（登録工種：機械器具設置工事）を有していること。

イ　平成18年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注工事において、水道施設における仕様書に記す同等設備の点検整備の施工実績を有すること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431－1902（直通））

５　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成28年11月17日㈭　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成28年11月21日㈪に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。

６　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
ウ　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）
エ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）
オ　工事費内訳書（設計書に示す様式）
⑵　提出部数　　１部
⑶　受付期間　　公告日から平成28年11月28日㈪まで（必着）

７　開札の日時、場所等
⑴　日　　時　　平成28年11月29日㈫　午後１時30分から
⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
　　阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室
⑶　開札の立会い　開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成28年11月10日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項
⑴　起工番号　　改管事第14号
　　工 事 名　　大道取水場　第２排水ポンプ設備取替工事
⑵　工事場所　　大道取水場（大阪市東淀川区大道南２丁目９番20号）
⑶　工事概要　　大道取水場第２排水ポンプ設備の取替えを行う。
ア　対象機器
　　排水ポンプ（100A 3φ200V 3.7kW 10m 1㎥/min）　２台
　　現場操作盤　１面
　　電極　１台
　　ケーブル(ピットダクト・ラック・管内配線)　一式
イ　排水ポンプ撤去据付工　一式
ウ　水替工　一式
エ　現場操作盤・電極撤去据付工　一式
オ　配線撤去据付工　一式

カ　組合せ試験工　　一式

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成29年３月31日㈮まで

⑸　支払方法　　完成払い

⑹　前金払　　なし

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定あり

⑼　担保期間　　１年

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成27・28年度競争入札参加資格（登録工種：機械器具設置工事又は電気工事）を有していること。

イ　平成18年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注工事において、水道施設における仕様書に記す同等設備の新設又は更新工事の施工実績を有すること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431－1902（直通））

５　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成28年11月17日㈭　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成28年11月21日㈪に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。

６　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
ウ　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）
エ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）
オ　工事費内訳書（設計書に示す様式）
⑵　提出部数　　１部
⑶　受付期間　　公告日から平成28年11月28日㈪まで（必着）

７　開札の日時、場所等
⑴　日　　時　　平成28年11月29日㈫　午後１時45分から
⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
　　阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室
⑶　開札の立会い　開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成28年11月10日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項
⑴　起工番号　　改管事第13号
　　工 事 名　　猪名川浄水場　場内流量計取替工事
⑵　工事場所　　猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）
⑶　工事概要　　猪名川浄水場に設置している流量計の取替えを行う。
ア　対象機器
　　Ⅲ系揚水流量計　　１台
　　Ⅲ系表洗流量計　　１台
　　Ⅰ系再凝集混和池流量計　１台
イ　主要機器設計・製作　　一式
ウ　撤去工　　一式
エ　据付工　　一式
オ　電線路布設配線工　　一式
カ　組合せ試験工　　一式

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成29年３月17日㈮まで
⑸　支払方法　　完成払い
⑹　前金払　　なし
⑺　予定価格　　事後公表
⑻　最低制限価格　設定あり
⑼　担保期間　　１年
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。
⑿　担保保証金　　免除

2　応募方法　　単独企業による。

3　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成27・28年度競争入札参加資格（登録工種：電気工事）を有していること。

イ　平成18年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注工事において、水道施設における仕様書に記すものと同じ測定方式かつ同精度の超音波流量計の新設又は更新工事の施工実績を有すること。

4　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431－1902（直通））

5　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成28年11月17日㈭　午後５時00分まで
⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp
⑶　回答日　　平成28年11月21日㈪に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。

6　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）
エ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）
オ　工事費内訳書（設計書に示す様式）
⑵　提出部数　　１部
⑶　受付期間　　公告日から平成28年11月28日㈪まで（必着）
７　開札の日時、場所等
⑴　日　　時　　平成28年11月29日㈫　午後２時00分から
⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
　　阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室
⑶　開札の立会い　開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成28年11月10日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項
⑴　起工番号　　２東第２号
　　工 事 名　　管路更新事業（２期東部）その２
⑵　工事場所　　尼崎市西本町２丁目地先～西本町３丁目地先
⑶　工事概要　　２期東部配水管の経年劣化に伴い漏水防止及び耐震性向上を目的とした管路更新工事を行う。
ア　土工　　一式
イ　立坑工　　一式
ウ　薬液注入工　　一式
エ　推進工　　800A　鋼製さや管推進工法　Ｌ＝108.7m
オ　管材料費　　一式
　　ダクタイル鋳鉄管　φ800～φ200　Ｌ＝281.6m
　　鋼管　　800A～600A　Ｌ＝10.6m
カ　据付及び継手工　一式
キ　既設管撤去工　　一式

ク　舗装工　　一式
ケ　付帯工　　一式

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成30年３月23日㈮まで
⑸　支払方法　　３回払い（中間２回）
⑹　前金払　　あり
⑺　予定価格　　事後公表
⑻　最低制限価格　設定あり
⑼　担保期間　　２年
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。
⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成27・28年度競争入札参加資格（登録工種：土木一式工事）を有していること。

イ　建設業法（昭和24年法律第100号）第15条に規定する特定建設業の許可を有すること。

ウ　建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する経営事項審査結果の土木一式工事の総合評定値が951点以上で、本契約予定日（平成28年12月中旬）まで有効期間があること。

エ　国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注工事の元請として、発進立坑築造を含む口径800mm 以上の推進工事の施工実績かつ口径300mm 以上のＮＳ形ダクタイル鋳鉄管の据付及び継手工事を完成させた実績があること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431－1902（直通））

５　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成28年11月24日㈭　午後５時00分まで
⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成28年12月１日㈭に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。

６　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

エ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

オ　工事費内訳書（設計書に示す様式）

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成28年12月８日㈭まで（必着）

７　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成28年12月９日㈮　午後１時30分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室

⑶　開札の立会い　開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664